

Yokohama FC 川井（横浜フットボールクラブ川井）規約

第1条(名称)

本クラブの名称は、Yokohama FC 川井とする。

第2条(所在)

事務所を下記に置く。

住所：横浜市旭区川井本町39-35

TEL:080-9192-2326

第3条(目的)

本クラブは大人達と子供達が一緒になり、スポーツを楽しむ場の提供、子ども達の健全育成を図り、地域の中でスポーツを通して集団生活のルール、挨拶、協調性・コミュニケーションなど、

いろいろなことを学んでもらう事を大切に、活動を行っていく。

また、参加者は老若男女問わず、皆が楽しく、各試合・イベント等に参加できる環境作りをする。

「Players First!」を基本とし、まず選手を第一に考えて指導を図る。

低学年の「楽しむサッカー」から、高学年の「個人戦術の修得」に向け、指導を図る。

第4条(入部資格)

クラブの主旨に賛同し、本クラブの規約を厳守する者で、本クラブが入部に適すると認められた者とする。

また保護者と本人が入部を熱望している事と保護者がクラブに携われることを前提とする。

第5条(入部方法)

本クラブに入部を希望する者は、所定の手続きに基づき、本クラブの事務所に申込を行う。

また、入部方法は、体験練習会に参加し、本人、保護者が入部を希望し確認出来た後に

ヒアリングにて家庭とクラブの意思が合意すればその都度内定していく。

第6条(事業年度及び部費等)

月謝費4,000円/1人

兄弟で本クラブに在籍する場合は月謝に以下の割引あり

兄弟2名在籍 ￥7,000(¥3,500/1人)

兄弟3名在籍 ￥9,000(¥3,000/1人)

兄弟4名以上在籍 ￥2,500/1人

その他に有料施設・大会・TRM・遠征合宿等・クラブ指定ウェア購入代金・バス使用費等の実費が別に必要になる。

第7条(部費納入方法)

月末までに翌月の月謝を月謝袋にて支払う

第8条(退部)

退部する者は、その退部する前月20日までに退部届をクラブに提出しなければならない。

第9条(休会)

休会する者は休会中でも休会費が1,500円/月 必要となります。

また、天地天災等にて活動が停止した場合でも休会費、1,500円/月 が必要となります。

第10条(除名)

本クラブの活動に支障をきたす者、著しく公序良俗に反する者は、

保護者との面談を経ても改善される見込みがないと判断した場合、本クラブから除名できる。

除名を決定する一切の権限は本クラブにあり、それに対しての異議申立てはできず、受け付けない。

第11条(連絡)

クラブからの連絡はグループLINEにて配信となる。

第12条(保険)

本クラブ生は全員必ず「スポーツ安全保険」に加入する。保険手続きは本クラブが行う。

クラブ活動中及び往復途中の事故に対しての補償は加入する保険約定の範囲内で対処する。

クラブ活動中及び往復途中の事故等に対し指導スタッフは出来る範囲で応急処置のみ対応し、

その後の責任は保護者によるものとする。

第13条(事故)

指導者は事故が起きないよう万全の注意を払うが、本クラブの活動において発生した

不慮の事故による傷害については、スポーツ安全保険を適用する。

本クラブは不慮の事故による責任は一切負わない。

本クラブの活動において発生した賠償事故については、誠実に賠償義務を履行する。

ただし、本クラブが加入する賠償責任保険の保険金支払いをもってその賠償義務にかえる場合がある。

保護者などスポーツ安全保険未加入者が、クラブ活動中に不慮の事故による

傷害を被った場合、本クラブは一切責任を負わない。

第14条(免責事項)

会員は、本クラブにおける盗難、障害、往復中、その他の事故について本クラブに

対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

第15条(個人情報)

入部時、申込用紙に記載された個人情報はクラブの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。

本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。

これは本スクール広報活動や活動記録のために、クラブ公式ホームページやその他の

媒体、資料、取材などに使用されることがあります。

入部に際し予めご了承ください。

第16条(規約改正)

本クラブは必要に応じ、規約の改正は、代表者、事務局、指導者の協議の上で行う。

2020年6月改定